

議案第 1 号

亀岡市景観計画の変更（案）について

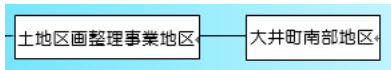
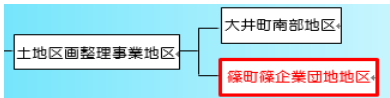
亀岡市景観条例（平成27年 3 月26日条例第17号）第 7 条の規定により、亀岡市景観計画を下記のとおり変更する。

記

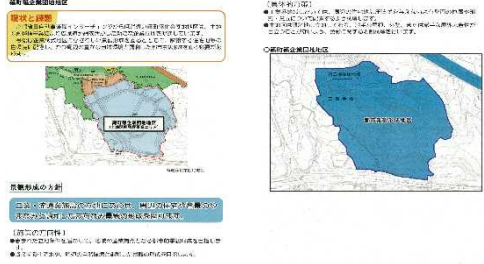
変更内容 別紙のとおり

亀岡市景観計画の変更（案）について

亀岡市景観計画を次のとおり変更する。

該当頁	変更前	変更後
P 4 説明文	「…ＪＲ各駅周辺のエリアや国道９号沿道、大井町南部土地区画整理事業区域を「都市景観形成地区」に指定し、…」	「…ＪＲ各駅周辺のエリアや国道９号沿道、大井町南部土地区画整理事業区域、 篠町篠企業団地土地区画整理事業区域 を「都市景観形成地区」に指定し、…」
P 6 図 内	都市景観形成地区 	都市景観形成地区 
P 7 図 内		

【裏面に続く】

該当頁	変更前	変更後
P 8 現状と課題	「…当該事業地の一画には京都スタジアム（仮称）の建設が計画されるなど、新しい市街地の形成に向けた取り組みが進められています。…」	「…当該事業地の一画には京都府立京都スタジアムが建設されるなど、新しい市街地の形成に向けた取り組みが進められています。…」
【新規】		篠町篠企業団地地区 
P 25 〇一般地区		
P 28 30 32 34 【届出を要する行為】	※４・旗ざお及び架空電線路用並びに電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第十号に規定する電気事業者及び同項第十二号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く。	※４・旗ざお及び架空電線路用並びに電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第十七号に規定する電気事業者の保安通信設備用のものを除く。